

## 議事要旨(5) 税効果会計専門委員会における検討状況

冒頭、小賀坂副委員長（専門委員長）より、税効果会計専門委員会における検討状況について概略の説明があり、続いて村田専門研究員より、説明資料[審議事項(5)]に基づき詳細な説明があった。

説明に対する委員からの主な意見及び質問と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

### 方針案の検討の進め方

- ある委員より、次の意見があった。
  - ・ 「将来の合理的な見積可能期間」は、例示区分をどのように取り扱うかに関わらず議論が必要とも考えられ、これを先に検討することも考えられるのではないか。
- ある委員より、次の意見があった。
  - ・ 最初に案1から案3のいずれにするかを決めるという進め方ではなく、案1から案3の方針案を並行的に検討しながら、回収可能性の判断指針が全体としてどうあるべきかについて議論していくことが適切である。
- ある委員より、次の意見があった。
  - ・ 税効果会計は、自己資本比率規制に影響を与えるなど、保険会社を含む金融機関にとって影響が大きい。
  - ・ 繰延税金資産は換金性のない資産であり、慎重に評価を行うことが、財務諸表の利用者からの信頼感を確保するためにも重要である。
  - ・ こうした点をも踏まえ、引き続き十分に議論を行っていただきたい。

### 各方針案に関する考慮事項の検討

- ある委員より、次の意見があった。
  - ・ 日本公認会計士協会の監査委員会報告が作成者を直接拘束するものではないのに対し、企業会計基準委員会の適用指針等は作成者に適用されるものであり、数値基準を維持する場合にも、その位置づけが異なる点に留意が必要である。
  - ・ 税効果会計基準は、各企業の状況に応じた繰延税金資産の回収可能性の判断を求めており、見積可能期間についても一律に決まるものではないと考えられる点は、下位規範である適用指針の開発にあたって留意が必要ではないか。
- これに対して、事務局からは、以下のコメントがあった。

- ・ 監査上の取扱いから会計基準に移行することで位置づけが変わる点も踏まえて、慎重に議論していきたい。
  - ・ 適用指針として数値基準を設けることは他にも例があるところだが、繰延税金資産の回収可能性については見積りの要素が大きいことも踏まえて、慎重に議論していきたい。
- ある委員より、次の質問及び意見があった。
    - ・ 将来の合理的な見積可能期間がおおむね 5 年とされた背景は何か確認したい。他の基準、例えば固定資産の減損では 20 年以下のキャッシュ・フローの見積りが認められている。また、現在入手可能な情報に基づいて適切に行っている限り、長期の見積りだから合理的でないとは必ずしも言えないのではないか。
- これに対して、事務局からは、以下のコメントがあった。
    - ・ 一般的に企業の中長期計画が 5 年程度の期間で作成されていることが背景にあると言われているが、明示はされていない。
    - ・ 固定資産の減損会計と比較すると、税効果会計では企業単位の見積りを行うので、将来に関する不確実性が増加するという相違がある。
- ある委員より、次の意見があった。
    - ・ 将来の合理的な見積可能期間がおおむね 5 年とされた背景は、事務局のコメントのとおりである。また、将来の合理的な見積可能期間がおおむね 5 年とされているのは例示区分 3 号であり、より長い期間にわたって見積可能である業績が安定している企業は、例示区分 2 号に該当すると想定されていたのではないか。
    - ・ 今後の議論では、具体的な事例を検討して、どういう事例では意見が共通し、どういう事例では意見が分かれるのかをみていくことも必要ではないか。
    - ・ 監査委員会報告第 66 号に数値基準を設けた背景としては、日本では将来減算一時差異が多額になることから、慎重に判断を行う意図があったのではないか。また、繰越欠損金が存在するだけで繰延税金資産の計上に非常に慎重になる国もある。
- ある委員より、次の意見があった。
    - ・ 例示区分 4 号ただし書きという分類が設けられたのには、重要な税務上の繰越欠損金がある企業が、どのような場合に繰延税金資産を計上できるかということが大きい議論となったという背景がある。
    - ・ おおむね 5 年というメルクマールが設けられたのには、欠損金の繰越控除期間が 5 年であったことも考慮されたと考えている。

- ・ 財務諸表の利用者にとっても有用であるから、5年というメルクマールは維持しつつ、将来の課税所得の見積りを行う能力に応じて、より長い期間になる場合もありうるというのが適切であると考えている。

以 上